

**青梅市地域保健福祉センター条例を廃止する条例**

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市公共施設等総合管理計画にもとづく公共施設のあり方に関する検討結果を踏まえ、青梅市地域保健福祉センターを廃止したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市地域保健福祉センター条例を廃止する条例**

青梅市地域保健福祉センター条例（平成 6 年条例第 1 6 号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の廃止後において、青梅市地域保健福祉センターの管理に関する事業報告書の作成および提出その他青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6 年条例第 3 7 号）の規定を適用する場合は、この条例による廃止前の青梅市地域保健福祉センター条例第 1 9 条の規定は、なおその効力を有する。